

福島県環境審議会第1部会議事録

(平成18年1月31日)

司会（小檜山企画主幹）

ただ今から、福島県環境審議会第1部会を開会いたします。

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第8条第7項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、同条例第8条第4項に基づき、中井部会長に議長をお願いすることにいたします。

中井部会長

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議題であります、これまで審議を重ねてまいりました「福島県循環型社会形成推進計画」につきまして、第1部会としての取りまとめを行うこととしております。

委員の皆様には、答申に向けて本日も活発な御議論をいただければと思います。

それでは、議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選出いたします。

私から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、議事録署名人として、後藤 忍（ごとう のぶ）委員と長澤 利枝（ながさわ としえ）委員を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の議題であります「福島県循環型社会形成推進計画（答申案）について」でございますが、はじめに事務局から説明願います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

循環型社会推進グループ参事の荒川です。それでは、本日の資料でございますが、お手元でございます資料1、資料2をご覧ください。

まず、資料1についてですが、前回の第1部会以降修正しましたところについては下線を引いておりますが、一部細かい訂正の部分については下線を省略しているところもございます。なお、皆様から前回12月26日にご意見をいただいた分、その後文書でご意見をいただいた部分については、基本的に修正になっておりますので下線を引いております。それでは、資料2に基づきながら、資料1の方の説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1の3ページからでございます。まず、福島委員からご意見ありました西洋の視点が多く入っており矛盾を感じるので修文をしてはどうかという点につきまして、中ほどの下線部でございますが、ここはライフスタイルの転換という部分であることから、このように追加・修文しております。

それから、次のページの「3Rの推進」のコラムについてでございますが、まず、中村委員から1つ目のRには「減量」という意味があるということで、減少と減量という言葉を入れております。国の方でもリデュースにはリフューズも含むということが言われているので

で、減量と抑制ということに記載しております。それから、ここの表現の仕方でございますが、今回は3つのRを太字で表記しております。ここの表現につきましては、具体的な計画を県の方で策定する時に、レイアウト、図、色等を含めまして、全体的なデザインを考慮させていただきますので、本審議会の事務局案としてはこのような事を入れ込んでいくということでご了解いただきたいと思っております。

同じところで、岡崎委員から、後の方で4R、5Rのことを書いているので、ここでそのことを書いておくべきではないかとのことでしたが、コラムの1番下のところにそのことを具体的に書いております。それから、年号の記載のことでご指摘ありましたが、これは元号に統一しましたのでご了解願います。さらに、長澤委員からビジュアル的に分かりやすくしてほしいとの話がありましたが、先ほどご説明しましたとおり、計画の具体的策定の段階で考慮していきたいと考えております。

それから、須藤委員の意見に関連してですが、このコラム全体を書き直しております。資源の取扱いについて5つの順番を書いておりますが、3Rのところをこれを出しますと混乱しますので、こちらは法律で書いてあることなので省きまして、「3Rの推進」の3つのRの説明に絞った方が分かりやすいということで、全体を修文しております。特に、優先すべき順位というものを入れ込んでいますのでご了解をお願いします。

次に、資料1の5ページのコラムのところ、せっかく「もったいない」に関するアンケート結果が記載されたので、資料のタイトルとかホームページとかを紹介してはどうかという意見がございましたので、下段の方でホームページの紹介をしております。それから、長澤委員から、文章がどうしても長くなりがちだというご指摘がありまして、段落を分けたいということでしたので、下線部のとおり文章を区切ってあります。

それから、6ページの「森林の保全、整備等」に関する意見で、後藤委員から、「多様な森林を整備します」は「健全な森林を整備します」とした方がいいのではないかというご意見がありまして、ここはそのとおりに修文しております。また、同じく後藤委員から「緑化の推進及び緑地の保全」のところに出てきた意見ですが、風致地区とか地区指定の関係で、森林の方では自然環境保全地域とかもあるのではないかとということでしたが、森林の持つ公益機能の重要性に鑑みて、そういう法律で制限されている森林だけではなくてそれ以外にもっと広く保全していく必要があることから、改めてそういう地区名を挙げることはしないと考えましたので、ここはこのままでお願いしたいと思います。

その次に、9ページの「野生動植物の保護」のところ、後藤委員から、「県民の財産である野生動植物」を「県民にとっての財産である野生動植物」としてはという意見がございまして、これは英語の「for」なのか「of」なのかということでしたが、ここは「for」という1つの見方ということで「県民のための」という表現に修文しております。

それから、同じ9ページの「緑化の推進及び緑地の保全」のところですが、3つ目の項目について福島委員からの「都市内の良好な緑地及び樹木等を」の「樹木等」はいらぬのではないかとのご意見がありましたが、ここは緑地だけで足りるということで樹木等を除いております。

次に10ページに移りまして、ここの冒頭の文章になりますが、この部分は非常に難しい言葉が並んでいる、また文章が長いというご指摘がありまして、ここは全体的に見直して、文章を短くするとともに難しい言葉も修文したところでございます。

それから、12ページの「 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的利用の促進」のところで、紺野委員から「今進めなくてはならないのは行政回収の方ではないか。」という意見がありました。民間で行われている集団回収については、県民の意識を高めるという意味から効果的な取り組みではないかと考えております。また、国の方でも進めているということで原文のままにしたいと思います。なお、行政回収については、計画に挙げるまでもなく、その地域の実情に応じて市町村が判断して行うものと考えておりますので、ここにあって行政回収という言葉は入れないということでこのままにしたいと考えております。

続きまして、大越委員から、様々な施策に法律が関わっているので法律名を入れてはどうかという意見がありましたので、それぞれの施策のところ根拠法令を入れております。

それから、13ページのコラムのところでは、長澤委員から、「ゼロエミッション」という言葉だけではなく「ゼロウェイスト」という取り組みもあるということで、確かにこのような取り組みもありますので、それを紹介するというので1番下のところに追加しております。

それから、少し戻って12ページになりますが、生ごみの自家処理はリサイクルではないか、簡易包装だけではごみは減量化されないの別で書いた方がよいというお話がありましたが、少し趣旨の違うものが混ざったような文章でしたので、過剰包装と生ごみは分けております。そして、生ごみの自家処理はリサイクルという話がございましたが、これは主に生ごみの排出抑制という面から捉えております。リサイクルの側面を持つことは間違いございませんが、ここでは抑制の面から捉えた順で記載しております。

次に、引地委員からございました小さな事業所から出る生ごみの問題です。施策の中で食品リサイクル法に関連して記載している部分がございますが、この法律では平成18年4月から年間100トン以上の食品廃棄物等を排出する事業者については、20%以上の減量を図らなければ罰則が適用されるようになります。もともと小規模事業者も含めてこの法律では努力義務を設けているところであり、ここでは小さな事業者も意識して書いているということでご理解いただきたいと思います。家庭からの生ごみは上の項目で、事業所からの生ごみはここでということをお願いしたいと思います。長澤委員の意見に対する回答も今の説明でご了解いただきたいと思います。

それから、須藤委員から並べ方についての意見がございましたが、ここは前々回の審議会で3Rの順に並べるということで整理したつもりですので、リデュース、リユース、リサイクルの順でご了解いただきたいのと同時に、市民とか事業者とかの主体ごとについては、各々の役割の場所で記載されておりますので、そちらの方と併せてご了解願います。

それから、16ページの方で畜産廃棄物や剪定枝についても整理しておりますのでご了承願います。この点で具体的な施策ということでございましたので、16ページのバイオマスのところに入れました。

続きまして、「集団回収を促進し、」という表現は「資源回収」という言葉を使った方がよいのではないかとということでしたが、これは町内会やボランティアといった民間で行われる回収につきましては通常「集団回収」と呼んでおりまして、環境省の実態調査でも「集団回収」という統一した言葉を使っていくということで、原文のままにしたいと思います。

それから、14ページに移りまして「 環境物品等への需要の転換の促進」のところがございます。ここでは長澤委員から意見がありまして、私どもの方ではグリーン購入には省エ

ネ製品の優先購入も含むという説明をしましたが、やはり省エネ製品というものを具体的に表に出してほしいということでした。そこはご意見のとおり、環境にやさしい物品等を代表するような形で「省エネルギーに優れた製品や再生利用製品など、」という記述を入れ込みました。

また、同じところでは後藤委員から、グリーン購入はグリーンコンシューマーの原則の1つということでそのあたりの解説を入れてはという意見がありましたが、その点についてグリーン購入の由来というものを調べました。グリーン購入というものは、海外のグリーンコンシューマーの取組み等が元になっていると言われておりまして、あらゆる購入者が覚えやすい言葉として国レベルで検討した結果生まれた言葉だということで、通常は省エネ製品やリサイクル製品等を指すものとして使われております。その国の方ではこれ以上の解説をしていないということもあり、これ以上の言及はここでしなくてもいいのかなと思いますので、グリーンコンシューマーには触れておりませんが、後の方でグリーン購入の解説は載せております。なお、グリーン購入の問題として、私どもで毎年店頭に立ってグリーン購入のアンケート調査を行うのですが、グリーン購入という言葉が浸透しない、普及しないという現状があります。そこで、今検討しておりますのは「環境にやさしい物品購入」という言葉でそのまま出していった方がよいのではないかと考えております。グリーン購入というと、どうしても森林とか緑とかに関係あるものではないかというイメージを持たれまして、環境にやさしい物品を買ってますかと聞くと「それはやってますよ。」という方が多いというのが現状です。そういうこともありまして、そちらの方を前面に出してはどうかと検討しているところであります。

続きまして、16ページの「バイオマス製品の利用促進」のところに移ります。まず、福島委員からカタカナ語の難しい言葉が多いということでしたが、環境の分野で新しい言葉がどんどん生まれておりまして、私たちも毎日新しい言葉を目にするようになっております。とはいえ、「マテリアル」という言葉はあえて書かなくてもいい言葉かなと思いますので、ここでは削除しております。

それから、引地委員からお話のありました木質ペレットについて建設廃材を利用する際の制限というのが考えられているのかということについてですが、担当部局の方に確認したところ、林野庁の方で木質ペレットの規格統一を進めているということで、いわゆる純木材だけがペレットの原料にされるということで検討が進められているようでございます。

続きまして、18ページでございます。ここでは、長澤委員から「(3)心の豊かさを重視した～」の冒頭の文章が長いという話がございましたので、下線部のところで2つに区切っております。

次に、大越委員から、具体的施策の3つ目の項目についてご意見ありましたとおり、「環境への関心を深めてもらうため、」という表現に修正しております。

それから、19ページにありますコラムの中に「リペア：修理」という言葉が出てきます。この修理について、もっと強調すべきだというお話を何度かいただきましたところですので、どこに入れるべきか検討しまして3カ所ほど修理について記述しました。まず、12ページでございますが、具体的施策の上から2つ目に「・物を修理して長期間使用することの取組みを推進します。」を入れております。次に22ページでございますが、「(1)県民の役割」の具体的施策の上から4つ目に「修理等によって」という記述を入れ込みました。さら

に23ページでは、「(3)事業者の役割」の方にも具体的施策として「・製品の修理等の需要に応えるサービスの提供に努めます。」と入れ込んでおりますので、ご了解いただきたいと思っております。

少し戻りまして、20ページで産業廃棄物税と森林環境税のところですが、ここは少し簡潔にしまして、文章を2つに分けて修文しております。

それから、25ページでございます。まず、後藤委員から、「連携・共同した」となって部分を「連携・共同による」としてどうかという意見がありましたが、「共同」の字を同じ目的のために働く事という「協働」の方がふさわしいのではないかということで、文字の変更と併せて修文しております。

同じところで、須藤委員から、グリーン購入の項目を最初に持っていったらどうかというご意見がございまして、そのとおり順番を変えております。

次に、26ページのコラムの関係で、前は「普及啓蒙活動」という言葉が入っていましたが、コラムを見直しまして全体を修文しました関係から、その言葉を削除しておりますのでご了解願います。

次に、文書によりご意見をいただきました部分への対応でございます。

まず、8ページの「健全な水の循環～」のところで、稲森委員から、合併処理浄化槽は高度合併処理浄化槽とすべきであるとの意見が出ておりますが、この合併処理浄化槽については下水道や農業集落排水と同等の性能を有していると言われております。この施策は県内全域における施策として記載したもので、閉鎖性水域における有効な処理手段である高度合併処理浄化槽の設置推進も含めて、ここでは合併処理浄化槽と記載しておりますので、このままでご了解をお願いしたいと思います。

また、「猪苗代湖及び～」のところで、稲森委員から、「窒素除去型合併処理浄化槽」は「窒素・りん除去型合併処理浄化槽」ではないかという指摘がございましたが、この住宅向けの小型の合併処理浄化槽については「窒素・りん除去型合併処理浄化槽」は十分な普及段階にはないということでございます。また、県条例におきましても「窒素除去型合併処理浄化槽」の設置を義務づけ、設置費用の補助等をしているところです。そういう意味では、「窒素・りん除去型合併処理浄化槽」というのは今後の普及状況等を見極めて、入れ込むかどうか判断したいと考え、現時点では原案どおりにしたいということでございます。

それから、28ページの「もったいない50の実践」のところでございます。今回の案では、タイトルどおり50項目に厳選させていただいております。各方面からいただいたご意見等を参考に加除及び修文したものでございます。ただし、もともとある程度厳選したものでしたので、修文を主にしたところでございます。

まず、稲森委員から、ごみの関連のところで、生ごみを粉砕して流すディスポーザが普及してきているが、ディスポーザはやはり水に流してしまうという点で問題だという意見でございます。これをどのように表すかということで検討いたしました。28ページの水の区分の2番目の項目に生ごみを入れまして、「油や生ごみは排水に流さないようにしましょう。」としております。県としましてもディスポーザにつきましても、適正な処理の妨げになるということで、この点に対する啓発を行っていきたいと考えております。

それから、中村委員を始め多くの委員、庁内の関係部局の方から各項目に対する多くの意見がございました。先ほども申し上げましたように、基本的にはこの50の実践はパブリッ

クコメントを始め県民からの提案を受けてその中から選定すべきという当初の提案がございましたので、その方針により極力先の選定項目を尊重しまして、項目の加除よりは主に修正の観点で見直しを行わせていただきました。その点をご了解いただきたいと思います。なお、委員及び庁内関係部局の意見はできるだけ反映する方向で取り入れているところです。

また、今回の募集では当初数百件に及ぶ提案があったところですが、残念ながら50に絞らざるを得なかったため、選定されなかったものも私どもの手持資料として保存し、活用していきたいと考えております。具体的施策やイベントに関連したものがあればそれを取り上げ、また資料として提供していく考えですので、その点もご承知いただければと思います。岡崎委員から提言あった点につきましては、このようなことをご了解いただきたいと思います。特に、県民の自発的な活動の促進のための動機付けになればと考えておりまして、強制的なものではなく、もったいないの意識を呼び起こし、一人ひとりが身近な行動を起こすきっかけになるものとして、最大公約数的な項目を例示したということをご了解をお願いしたいと思います。

それから、別表2の「数値目標」の方へ移ります。

まず、引地委員から、間伐実施面積をもう少し大きくできないかとの意見がございました。これについては、木材価格の低迷を背景に森林整備が停滞している中で、水源かん養機能の高い森林を重点的に整備していくこと等を勘案して設定したものです。県の他の計画においてもこの数値を設定している関連もございますので、それらとの整合性を図る必要から原案のままとしたいという提案でございます。

次に、長澤委員から、環境にやさしい米づくり面積で約7倍の目標は難しいのではないかとの意見がございました。これについては、多様化する消費者のニーズに対応した環境にやさしい米づくりは非常に重要なものであると認識しており、県としても各種支援を実施しているところであり、そのような支援によりこの目標を達成したいということであり、原案どおりとさせていただきたいと思っております。

続きまして、須藤委員から、水質環境基準達成率についてご意見がございました。これは、公共用水域の水質について維持することが望ましいのは当然なのですが、その基準として設定したものであり、他の計画との整合性も考慮しまして原案どおりとしたいということで、達成のために必要な施策を進めていきたいということでございます。

それから、稲森委員から、猪苗代湖のCODの件で窒素、りんも必要ではないかとの意見でしたが、これにつきましては「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」にCOD、全窒素、全りんの3項目について目標を定めております。そして、水質汚濁の状況を示す指標として、その代表性、県民への分かりやすさ、県の長計の指標との関連等からしまして、CODのみを指標としていきたいということでございます。

次に、長澤委員からございました自然環境に対する修復事業を目標に加えることについてですが、これについては釧路湿原等で実施されている例がありますが、釧路湿原のように野生動植物の保護であるとか、自然環境の大規模な環境改変の事例は本県にはありません。自然再生推進法に基づいた実施計画についても県内ではございません。また、野生動植物の保護に関する条例に基づく事業計画についても、現状は特に必要はないとの判断になっておりますので、現況及び目標の設定は考えていないということでもあります。

それから、大越委員から、分別回収に取り組んでいる市町村数があればよいという意見が

ありましたが、これについては別に県の個別計画である福島県分別収集促進計画というものがあまして、今年の4月からは第4期に入りますが、ほとんどの市町村で容り法に基づく10区分の分別収集が達成目前という状況にあります。今の目標では18年度中には全市町村で10区分の分別が達成されるということでありますので、あえてここに5年後の目標を立てることがなじまないで、個別計画の方に委ねたいと思います。

それから、長澤委員、引地委員、須藤委員から、産業廃棄物減量化・再生利用率で現況と目標が同じ理由及び目標を少しでも上げるべきではとの意見がありました。これについては、16年度に実施した廃棄物実態調査の数字がございまして、そこでは産業廃棄物減量化・再生利用率が92%に落ちてしまったという実態がございまして、産廃の排出量が増えていてもこの数字は落ちてはいけないということで、各種施策を実施してこの数字は維持したいという目標しておりますので、その趣旨をご理解いただきたいと思います。

続きまして、長澤委員から学校教育における事業の現況と目標を加えることはできるかとの意見がありました。これについては教育庁の考え方ではありますが、1つは学校においては様々な教科あるいは総合的な学習の時間等の中で環境の話題を取り上げておりますが、例えば総合的な学習の時間でも環境だけを話題にすることはできない。もう1つは、環境については教育全体の中で取り組んでいるので、その内容については学校ごとにやらせていただきたいということでした。また、モデル校の認定についてはどうかということですが、今もモデル校の認定をやっております。その事業が間もなく終了するというので継続することは考えていないということであります。ですから、学校教育については、今でも授業の中に取り込まれているということで、目標の設定についてはあえて行わなくてもいいのではないかとということでした。

同じく長澤委員から、心の豊かさの数値目標として「地球温暖化推進委員認定数」、「森の案内人認定者数」、「環境保全市民団体数」及び「NPO団体数」を加えてはという意見がありました。これについて、まず地球温暖化推進委員認定数については、多ければいいというものではないのですが、17年12月現在では113人を認定しております。推進員の業務としては地球温暖化対策の啓発であるとか、家庭における取組みの普及等を行っているところですが、やはり質的な問題があるということと広域連携に重点を置くべきということで、エコリーダーのように裾野を広げて目標を上げる性格のものではないということで目標数値として挙げるものではないと考えております。また、森の案内人認定者数につきましては、森林の重要性を広く伝える役割であるので心の豊かさのところでは入れ込まないこととしたいと考えております。それから、環境保全市民団体数及びNPO団体数の件ですが、公益的な活動を行っている団体は県内に無数にあると思いますが、そういうものを環境保全市民団体としてとらえることが非常に難しいものです。ただ、NPO団体数については数が把握できますので、そこは環境基本計画の方で目標設定して進行管理をしておりますのでそちらの方に委ねたいと思いますが、実際には目標数を超えて22年度70団体 95団体となっておりますので、ここでは挙げなくてもいいのではないかとということでございます。

それから、引地委員から、もったいない運動参加団体数でザ・ピープルの話がありましたが、これについては、16年度ではまだ運動自体を取り上げていませんでした。私どもの方ではもったいない運動はワンガリ・マータイさんが提唱した後のものと捉えておりますので、17年度以降の参加団体を把握していきたいと考えております。なお、ザ・ピープルにつき

ましては、平成2年から様々な活動をしているところでございます。

ここまでが、審議会委員の方でご意見あった内容に対するご回答であります。数値目標の中で前回の部会で「国立・国定・県立自然公園利用者数」を挙げておりましたが、今回は「県立自然公園利用者数」を挙げております。従前のものはうつくしま21の代表的指標でしたが、それは2010年のあるべき姿を目指すもので、うつくしま21には代表的指標以外に重点施策の指標もありまして、今回はこの見直し作業を行っております。その重点施策の指標に身近な「県立自然公園利用者数」の指標がありますので、ここには今回見直しをしたこちらの数値を挙げさせていただきました。この目標値の設定の考え方でございますが、平成11年度の数値を基礎としまして、年3%の増と見込みまして目標値を設定しております。自然環境への関心が高まっている、そういった傾向を反映させてこのような目標値になっているということでもあります。

もう一つ、一番最後のもったいない運動のところでございますが、取組団体数の数え方をどうするかという問題があったのですが、商工団体だけで100ほどの数がありますので、これは個々の団体数で捉えていきたいということを勘案しまして、前回の150から200に目標値を上げております。環境に関するNPOも100近くあるわけですが、その半数ほどは循環型の運動にも参加してほしいという希望もあり、その他の団体等も50程度を見込みたいということで200という数字を挙げております。

それから、資料1の最後のページに「福島県における物質フローの現状」を掲載しております。これは、2ページの「4 現状と課題」の(2)資源循環のところでも載せることとしていたしましたが、これは外部の専門家の方に委託しておりましたもので、この算出をしていただいたものです。ここに説明がありますとおり、本県における「物質の流れ」につきまして、各種統計データの積み上げを基礎に、産業連関表のデータによる県内外の移出入量の推計等を加えて、重量ベースで「物質フロー」を作成しました。これは、福島県では初めて作成されたもので、非常に意義あるものだと考えておりますが、先ほども申しましたように推計が多く入っていますので、本県の物質の流れを概観したものと捉えていただければ結構だと思います。数値につきましては、関係分野における各種数値との整合性を見る必要もありますので、今後数値が動くことがあり得ることも考慮してご覧いただきたいと思います。計画の完成版にはこの解説も載せたいと考えております。

ここでは、この図から読みとれることを少しだけですが説明させていただきたいと思います。まずは、左側の方をご覧いただきたいと思います。入口部分でございまして、福島県にどれだけの資源が入ってきているのかということで、福島県に投入される資源の合計の重量は断面1の5,397万トンとなっております。その内訳ですが、天然資源が4,866万トン、再生資源が531万トンということで、天然資源は90%を占めています。さらに、天然資源の内訳はということになりますと、無機性資源、有機性資源、化石原燃料の3つからなっております。福島県の特徴といいますと化石原燃料が42%と比較的多い比率を占めており、その2,031万トンの約半分が火力発電用の石炭となっております。また、この化石原燃料は右上の燃料消費(1,982万トン)とほぼ数字が合ってきますけど、ほとんどが燃料として使われているということを表しております。

そして、投入された資源から製品が生産されまして、それが断面2の3,537万トンとなります。さらに、製品の県外との移出入がありまして、販売・購入が断面3の3,598万トンと

なっています。この3,598万トンと断面4の消費・廃棄867万トンの差が、県内に財としてストックされているもの、例えば道路とか建物とか倉庫に眠っている在庫といったもので、主に公共用の施設等としてストックされていることとなります。

さらに、消費・廃棄867万トンのうち、食料の消費として128万トン、処理・処分として714万トン、有償物等として25万トンと区分されます。そして、処理・処分の714万トンというのが廃棄物の処分として、減量されるもの、最終処分に回るもの、再生利用されるものに区分されます。このような大まかな流れが見てとれます。

それでは、福島県は全国に比較してどうなのかということですが、国の方の数字と比較して、シェアでいいますと、例えば資源投入の総量5,397万トンは2.5%のシェアということになります。反対に出口の方の最終処分量122万トンというのは、2.2%のシェアということになりまして、これで考えますと、投入量に比較して最終処分量は少ないということができると考えております。このような解説は、計画の策定の段階でここに盛り込んでいくということをご了解いただきたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

中井部会長

それでは、ただいまの事務局からの説明に基づきまして、ページを区切りながら推進計画（答申案）の審議を行いたいと思います。

まず、資料の1ページから5ページまでの部分でご質問・ご意見あれば伺いたいと思います。

大越委員

5ページのもったいないに関するコラムのところ、福島県のホームページの名前が記載されましたので、併せてアドレスも記載していただきたいなと思います。

中井部会長

事務局の方はよろしいですね。では、入れていただくことにします。

他にないようですので、次に6ページから10ページまでの間でいかがでしょうか。

岡崎委員

6ページの「森林の保全、整備等」で、中ほどで森林に“もり”とルビをふってあるんですが、ルビを付ける場合と付けない場合でどういう違いがあるのかお伺いしたい。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

“森林づくり運動”とか“森林づくり”というのは1つの事業の名前でして、固有名詞になっておりますのでルビを付けております。

中村委員

であれば、これは括弧で「森林（もり）づくり運動」とすれば良いのかなと思います。

引地委員

森林のことが出ましたので、私も後ろの方で間伐材等について触れておりまして、その件で伺いたいのですが、林業事務所の人とも話したりしまして、特に問題になっているのは人工林なのですが、間伐しても材木としての価値が低いため放っておくことが多くて、そのために木の生長が非常に悪いということがありまして、さらに透水性が悪いということもあり、これらを解決しないと森林にはならないのではないかとということが話題になりました。これは、植えている人は植えっぱなしにしているんですね、非常に価値が低いものですから。そうすると、害虫とかの発生原因にもなるし、花粉症の原因にもなっていると思われ、非常に悪いことが重なるんです。これを何とかしないと森林づくりというのは難しいんじゃないかということなんですね。

自然林であれば広葉樹ですからあまり手を加えなくてもいいんですが、杉林は人工林なのだから間伐とか木の生長とかを考えてやらないと、植えればよいという考えの人もいて、それを何とかしないといけない。文章としてはいいんですが、もう少し対策を積極的にやらないと県内の杉林はほとんど死んでいる状態ですね。

カナダでは、木を離して植えているんですね。なぜそうやるかということ、木が生長した後のことまで考えているんだということなんですね。場所によってどういう木が適しているかまで考えて植えている。なおかつ、コンピュータ管理までしているということなんですね。人工林の場合はそこまで考えないと良くなれないということなんですね。

現在の状態は非常に悪いということを指摘した上で、健全な森林を作っていきたいということ強く言いたいと思って意見を出したつもりなんです。具体的な文章表現とするとどのように書いたらいいかなとは思いますが、それで、後ろの数値目標で間伐面積を広くしたらということも言ったりしたところなんです。

中井部会長

文面としては、これでもやむを得ないということでしょうか。

引地委員

これで表現しているとは思いますが、もうちょっと具体的に言えないのかなと思います。

長澤委員

引地委員の意見を尊重して、この施策の中に入れるべき事を考えますと、まず1つ目の項目の「重視すべき機能に応じた森林の整備を促進します。」という表現は広範なので、できるかはわかりませんがこれを削除しまして、2つ目の項目を「森林の荒廃を〜、人工林の間伐や林内路網の整備・対策をします。」と入れて、もう1つの対策が「里山などにおける〜を整備します。」とした方が、委員の考えも反映できるのではないかと思います。少し文章のイメージが変わってくるかと思いますが、提案させていただきます。

中井部会長

修正意見ということになるとと思いますが、この点に関しては他の委員の方はいかがでしょうか。長澤委員、1つ目をなくしてというのはどういった点でしょうか。

長澤委員

「重視すべき機能に応じた森林」というのが少し分かりづらいかと思っていましたね。ちょっとこれは広範囲になるものなので、これを削除して2つ目を分けた方がより具体的に
なっているのかなと思ったのですが。

中井部会長

重視すべき機能というのは、本文の1～2行目にある多面的機能のことを指すのかなと思
ってはいたのですが。

中村委員

長澤委員が言われた2つの文というのは、引地委員の意を受けた形だと思うのですが、専
門的なことも多く入っていますので、事務局の方で文言を調整していただいたらいいのでは
ないかなと思います。

中井部会長

具体的な施策のところは、事務局で各担当部局と調整された結果このとおりになっている
と思うんですよ。この場で決めていい部分と持ち帰って検討してもらった方がいい部分があ
ると思いますので、事務局の方ではここの扱いについてどのようにしたらいいと思いますか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この部分につきましては、中村委員、引地委員の意見を受けまして、担当部局と相談して
修文した経緯がございます。また、これは言うまでもございませんが、具体的な施策のさら
に具体的な取組みは毎年度の事業という形で表に出てくるものでございまして、特に来年度
は、森林環境税の創設を受けて間伐材の事業に重点的に取り組むということで、個々の施策
はそういうものを見ていただければいいと思います。

ただし、この文章はこれ以上修文しても意味は変わらないという風に考えてしまいまして、
そういう趣旨を汲んで修正したという経過を尊重していただければと思います。

中井部会長

長澤委員よろしいでしょうか、引地委員の思いを具体化すればというご提案だったと思
いますが、ご了承いただければと思います。

中村委員

9ページの「野生動植物の保護」についてですが、「県民にとっての財産」という表
現があり、これは野生動植物も人間と共生していて、彼らも命があって生きているという
ところもあるわけですが、審議会において自然を大切にという考えがあつての表現なのだとい
うことを再確認しておきたいと思いました。

中井部会長

ありがとうございました。

他にないようですので、次に11ページから15ページまでの間でいかがでしょうか。

後藤委員

12ページのところで、今回具体的なリサイクル法の名前が入ってきたということで、グリーン購入法だけ抜けているような気がしまして、他のところでもグリーン購入は触れているわけですが、法律として書いているところがなかったように思われるのですが。

中井部会長

ここは前回、法律名がなく各根拠法の名前を入れた方がいいのではないかとということで、今回修正した案があがってきていると思いますが、グリーン購入法ということになると新たに1つ項目を立ててということでしょうか。

後藤委員

今のままであれば1番最後の項目がそれに当たって、グリーン購入法が国の法律なので直接それに基づいてということにはならないかと思いますが、「それに鑑み」とかということでは県の優先的な使用・促進というものがあっていいのかなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

グリーン購入法は国のグリーン購入を規定するものでありまして、今回はそこまで言及していないのですが、14ページの方に「環境物品等への需要の転換の促進」というところがありまして、ここで用語解説を設けてそこで国の動きとかについても言うことができると思いますが、ここの文章に入れた方がよろしいでしょうか。

後藤委員

グリーン購入法では、県でも調達基準を定めて、それに基づいて購入して、その結果を公表することが努力義務として規定されておりますので、義務ではありませんが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

県では、エコオフィス実践計画の中で進めているということもあったものですから、そういうことでよければ解説の中で書けると思います。

中井部会長

では、12ページか14ページのそういう解説文の中に載せていただくということでお願いします。

他にないようですので、次に16ページから20ページまでの間でいかがでしょうか。

中村委員

文言ではないのですが、16ページの「バイオマス製品の利用促進」のところで、事

事務局から環境分野ではどんどんカタカナ用語が入ってくるとのことでしたけれども、環境省の方にもあまりカタカナばかり使わないように意見を出してほしいと思います。審議会の言うことではないのかも知れませんが、そのようにお願いしたいと思います。

中井部会長

では、そういう意見が出されたということ、機会を見て発信していただきたいと思いません。

中村委員

18ページの具体的な施策の1つ目で「学校生活における～」という項目があります。先ほど事務局の方から、数値目標のところ、長澤委員からの意見に対する説明があったのですが、数値目標というのは難しいところがありますけれども、循環型計画の中で非常に大事なところは心の豊かさを育むというところで、これは数値では出ないと思うんですね。で、心の豊かさを家庭でも学校でも育てていくということ、数字では出なくても、具体的施策の第1番目に新たに入れられないかどうか、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

例えば、五木の子守歌というのがあるんですが、この中には「水は天からもらい水」といった心を打つ部分があるんですけども。最近の方には知らない方も多いようですが、心の豊かさを育むのは童謡とか唱歌というものもあるんですよ。で、それを形に表すことはできないかもしれないけれども、家庭でも学校でも育てていくというのを抽象的かもしれないけれども欲しいなと思います。

長澤委員

今、私も毎日子供達と生活している場面があるんですけども、物を大切にするということについても、分かってはいるけど心の中には届いていない。ですから、消しゴムでも鉛筆でもなくなればそのまま、名前を書いてあっても新しい物を買ったからいいって言うんですね。アンケート調査の結果でも、「もったいない」というのは分かっているんですね、でも心が広がっていかない、感性が発達していないということがあるんですよ。一律的な現象のみということがあって、そういう意味では私たち大人が心に届くような接し方をしていく、色んな場面で感性＝心の豊かさを育てていくことを大人がやっていないんじゃないかと思うんです。そういう意味では反省も含めて、私たち大人が未来の子供達を育てていくということが、具体的施策の中に欠かせないのではないかと思います。

須藤委員

今の話はよく分かるところで、今の子供達にはドライな感じを感じるころはあります。ここのところで具体的な文章を出すのはかなり大変だと思うんですね。具体的な4つ目の項目が最上の文章かとも思うんですが、あえて言えばもうちょっと具体的な文章を盛り込んでもいいのかと思います。とって、すぐには出てくるものでもないのですが、もう少し掘り下げてもいいのかと思います。

中井部会長

その4つ目の項目ですと、発信するとかネットワークとかという趣旨ですので、中村委員の意見とはちょっとずれるのではないかと思うのですが。それから、1つ目の項目は「学校生活における」ということですので、これもまた学校教育との絡みで、心の豊かさの扱いはデリケートなところがあるのかなという気がします。

大越委員

そういうところを、気持ちを変えていくということが大事だと思うんですね。具体的にどういうことをしなくちゃならないということを書くのは本当に難しいと思うんですけども、5つ目のところで「自然を愛護する態度」という言葉が入っていますので、そのところにもう1つ何か「物を大切にする」とかの文章を入れてもいいのではないかと。ちょっと自然とは離れるかもしれないけれども、そういうことを入れてもおかしくはないと思うんですね。大事なことなんですけど、具体的に書くのは難しいなと思います。

長澤委員

先日の朝日新聞の家庭欄に、「もったいない」を家庭の中でどう子供達に教えるかという記事がありまして、福島県の「もったいない」アンケートの結果をちゃんと出してあったんですね。その隣に一般家庭の取組みの例とかが出ていたのですが、野菜の皮を使った調理をしていて、野菜の皮でも料理できるのを体験するのですが、こういった「家庭や学校で物の大切さ、命があるということを大人が実体験で伝えていく。」ということが入れ込めるのではないかと思うのですが。

引地委員

学校で子供達に体験学習をさせるのは非常に効果的だと思うんですね。物づくりや省エネとかいう点で、ある物がどのように作られているのか、いらなくなった物をいかにしてもう一度使えるようになるのかとか、こういう事を考えさせると子供達はおもしろいアイデアを出すことがあるんです。「もったいない」ということを考えさせる動機付けということにもなり、もっと真剣に考えるようになるし、物を大切にするようになる。そういう教育が重要になってくると思いますが、文章で書くとなるとちょっと言えないんですが、そういうことが書き込めないかと思います。

中井部会長

それは、「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」の本文の2行目に「ものを大切にすること又それに値するものを作ること、不用になったものを修理・改造して利用すること」ということが全般的には触れられているんですけども、具体的な施策のところまでそれを記述してほしいということなんでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この計画は、循環型社会、大きく言えば環境分野の計画だと思っております。もちろん、それでも人間生活全般で様々な関わりがあるということはあるかと思いますが、教育分野には教育の計画、ものづくりにはものづくりの計画がありまして、県として各論では取り組ん

であり、トータルでは長期計画というものもありまして、どこまで書くのかという問題だと考えます。また、今までの経過というものでこの文章ができておりまして、その経過は全般に染み渡っていると認識しております。例えば「もったいない」の解釈についても、5ページのコラムの中でまとめておりますし、各場面で理念や愛といったものが染み渡っていると思いましたので、今お話ありましたこともここにある、あそこにあるという気持ちで聞いておりまして、これ以上書くと食傷気味になると思われます。

今課題になっております項目についても、心の豊かさから始まってものづくりまで全般的に入っていますし、現在実施されている事業にも十分に入れ込まれておりまして、それ以上のことは青少年健全育成とか教育とかの方に任せてもいいのではないかなと思っております。

福島委員

1つ提案なのですが、(3)の本文の4行目、「このため、～ 次のことに取り組みます。」のところが1文で書かれてしまっているのですが、中に出てくる環境教育ですとか心の豊かさですとかそういう言葉が軽くなってしまっているという印象がある、加えて1文なので読みにくいということもあるので、この文章を2つに分けて、「このため、「もったいない」や「足るを知る」など日本人に伝統的に引き継がれてきた心を生かすなど環境教育・学習等により、家庭や学校等において意識や価値観の転換を促すことが求められています。そこで、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルが文化として定着するよう次のことに取り組みます。」というふうに文章を分けて、環境教育や心の豊かさというものを家庭や学校等でこういうことを促していくということを、1つ1つの言葉を強調できるように変えていただくと、中村委員の趣旨にも沿うのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

中村委員

非常にありがたく感じております。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

審議会の皆様の方でその表現がよろしいということであれば、私どもの方ではそのようにさせていただきます。

中井部会長

では、他の委員の皆様よろしいでしょうか。

（異議なし）

他の委員の方もよろしいということなので、今の福島委員の提案のとおり採用させていただいて、心の豊かさという部分も強調できるような文章に変更したいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

1点修正がございます。19ページの上から7行目の括弧の中にある「(仮称)」は不要ですので削除願います。

中井部会長

それでは、最後に21ページから27ページまでのところで、ご意見・ご質問いかがでしょうか。

岡崎委員

22ページから23ページにかけて、文章中に「グリーン購入」という言葉が3つ出てきて、最初のグリーン購入の方に「環境にやさしい物品の購入（グリーン購入）」というのを付けてしまえばすっきりするのではないかと思うのですが。最初のところにグリーン購入の説明を書けば、後の2箇所には「（グリーン購入）」という説明はいらなくなると思うんです。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここは表現を統一するようにいたします。

長澤委員

26ページのコラムに産学民官の連携による取組事例が2つ出ているが、県内ではこの2つが先進事例なのか、それ以外にも産学民官の連携による取組事例というのがあるのか、その点を教えていただきたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

すべてを把握しているわけではありませんが、産学民官の連携という広い取組みですとなかなか適当なものが見つからなかったということで、私どもの方で探したのですが、このあたりが県内で特に目立っていると思われここに挙げました。たまたま浜通りの事例が2つ上がってしまいまして、それ以外の地域の事例も取ったらという意見もあったのですが、産学民官のうち2者とか3者とかの事例で、ちょっとここに挙げるようなうまい事例がありませんでした。ただし、いいものがありましたら、事例の追加ですとか、あるいはこのような事例があるよというご提案があればお受けしたいと思います。

後藤委員

25ページの連携をイメージして申し上げるのですが、ゼロエミッションの普及推進モデルというのを8つほど選定しまして、そのマニュアルというのを作成するという事でやられていたかと思うのですが、その情報をコラム欄とかに取り上げてほしいと思いました。場所としては、25ページでもいいですし、ゼロエミッションのコラムのある13ページあたりでもいいのかなと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

確かにご指摘のとおりだと思いますので、これはゼロエミッションか連携のところ、コラム等を使って具体的に入れる方向で、部会長の方に一任ということでお願いしたいと思います。

中井部会長

それでは、全体の話は後にしまして、まず別表がありますので、別表1の「もったいない50の実践」の方からご意見いただきたいのですが、事務局の方からもありましたように、50という数を増やしたり減らしたりでなく、できれば項目としてはこれで文章表現の修正とかで検討していただけるといいのではと思いますが、いかがでしょうか。

長澤委員

よく50にまとめたなと感心していたのですが、ここは直していただきたいなというところがありまして、29ページの買い物のところ「洗剤やシャンプーは詰め替え品を買いましょう。」というのがあるのですが、詰め替え品というのは洗剤やシャンプーだけに限らないんですね。化粧品やティッシュペーパーというのもありますし、洗剤やシャンプーだけに限らないような書き方にした方がいいのではないかと思います。

中井部会長

それでは、そこは検討していただくことにしたいと思います。

引地委員

この50の中味を見ると2つを1つにまとめられそうなものもあるんですね。そして、抜けているものもかなりあると思うんです。そのあたりを考えて、私自身も追加提案したところがあるんですね。これ以外にはいいのかという意見もありますし、どうしても50に抑えたいのであれば、2つを1つにまとめて、そのまとめた分だけ足りないところを追加すればいいのではないかと思います。どうでしょうか。

中井部会長

先ほども申しましたが、皆さんそれぞれ関心がありな部分というのがあるのかと思うのですが、これを入れて欲しいと言えば私はこれということにもなりますので、いろいろな調整をした上で提案された項目ということで、これ以外は一切ないという意味ではなくて、そこはご了解をいただきたいと思います。

中村委員

私の方から2点ほどお話ししたいのですが、項目はこれでいいかと思います。1点目は、稲森委員からディスプレイの件が言及されておりますが、大事な話ですので福島県として生ごみは排水に流さないということをきちんと行っていただきたいと思います。それから、2点目ですが、自動車の項目で「燃費の良い車に～」と「近い場所には車でなく、～」というのがありますが、これは順序を逆にした方が収まりがいいかなと思います。他の項目でも順序を逆にした方がいいというものがあるかもしれませんので、できるものは検討いただければと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは、あくまで例示ですので順序というものは考えていません。50の引き出しを自由

に引き出すというイメージで、順序というものには特にこだわっていません。

中村委員

順序を逆にした方がいいと思うところもあるのですが、事務局がそういうイメージでいきたいということであれば、それでもいいのかと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これを発信する際に、やはり順序があった方がよいということであれば、こちらで並び替えというものを検討させていただきますが、特にご意見があればご提案いただきたいと思います。

中井部会長

提案する側からすれば50は並列だと思いますが、読む側からすれば上にあるものの方が順序が上なのかなというところがあるかもしれません。そうすると、項目の中で先に置いた方がよいものとか少し検討していただいた方がいいでしょうか。

中村委員

事務局でご検討いただければと思います。

福島委員

28ページの紙の項目で「無駄に使わないようにしましょう。」で「し」が抜けていますので訂正して下さい。

後藤委員

あまり取捨選択の意見は言わないということなのですが、29ページの食器等のところはどう見ても1つにした方がいいと思ひまして、他には食器を洗う時の水の話だとかマイ箸を持つとか別な項目が入れられる気がしますので、ここはご検討いただけないでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

食器につきましては、今回県民等からいただいたご提案の中にもなかなか該当項目が少ないです。実は2つ目の項目には割り箸を考えたのですが、割り箸は循環資源という環の中では決して無駄ではないとかいうこともありまして、賛否両論がある中で結果としてこのような表現になってしまいました。これは例示ということで、各区分で複数の例示があった方がいいと思いますので、適当なものがあればご意見いただければと思います。

長澤委員

私も後藤委員と同様に思っていたところで、それでは私たちの家庭で食器というとういう事があるかと思ひますと、私たちの食卓では食器、器に料理を盛って食べる美意識があるかと思うのですが、これが最近では使い捨てる皿とか出来合いの物とかが多くなっていますよね。ですから、日本人古来の食生活における美意識が食器であるというところがありますの

で、そのへんを文章をうまく入れられないかなと思ったのです。でなければ、料理器具でもいいのですが、家庭の食器・器具を生かすという文章があればいいと思ひまして、事務局で検討していただければいいのですが。

中井部会長

後藤委員には、先ほど代わりにこういうものがあるんじゃないかというものがあつたかと思うんですが、ご提案いただいていいでしょうか。

後藤委員

1つは食器を洗う時の水を漬け置きにするとかいうことがあるかと思ひますし、後はマイ箸を使うということもあるかと思ひます。行為として異なるものを挙げるのはいいと思うのですが、扱う対象を変えただけというのはどうかと思ひまして、それこそもったいないと思ひます。

中井部会長

前段の方は水の区分に入るべきものでないかと思ひれますよね。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここは非常に悩みまして、十分検討して入れたものなのですが、実はここにはマイ箸という表現もありまして、マイ箸という表現、マイ箸の普及具合といったところがどうなのか、そういったところも含めてご意見いただければ、私どもの方でも検討しやすくなるころなのですが、ご意見いただきたいと思ひます。

中井部会長

それでは、2つ目の項目を「マイ箸やマイスプーンなどをできるだけ使うようにしましょう。」という表現にしてはどうかということでしょうか。

中村委員

食器は、日本の文化ではお茶碗・お箸・お湯飲みとありまして、それぞれ家族のものがあつて、そういう意味で「お茶碗・お箸・お湯飲み等は大切に使いましょう。」というのはどうでしょうね。

長澤委員

今、リサイクルショップに食器がすごくたくさんありまして、高価そうな食器もたくさんあるのですが、そういうものが使われていないんです。台所用品とかが新しい物に簡単に取り替えられてしまう、そういった視点、「物を大切にする」という視点が必要かと思ひます。

中井部会長

食器一般ということになりますと、上の項目のコップや皿も含まれてしまいますよね。

須藤委員

マイカーとかマイバッグというものもありますので、「外に出かける時はマイ箸を持ち歩きましょう。」というようなことで、「マイ箸」ということを入れてもいいのかなとは思いますがいかがでしょうか。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

前の案ですと「マイ箸」という言葉もあったものですから、「マイ箸を使いましょう。」というような趣旨の項目を入れるということで、具体的な文言は部会長と相談させていただきたいと思います。

瀧本委員

「マイ箸等」というふうに入れればいいのではないのでしょうかね。「等」と入れればコップも皿も入ってくると思いますので。

中井部会長

「マイ箸」の後ろに「(自分専用の箸)」とか入れればいいのでしょうかね。

福島委員

先ほどあった意見で、1つ目の項目に反映させて「使い捨てのコップ、皿はなるべく使わず、家にある食器を活用しましょう。」と入れればいいと思います。

中井部会長

それでは、最終的にここの2つの項目については、部会長に一任ということで処理させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

最後に、別表2の数値目標のところ、ご意見ございますでしょうか。

福島委員

「二酸化炭素排出量(指数)」の項目のところ、目標値が「93程度」となっていますが、他も推計でないと表せない項目が多い中で、ここだけ程度を付ける必要があるのでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

私どもの方で地球温暖化対策を担当しておりまして、現在「地球温暖化対策推進計画」の見直しを検討しております。その中で目標数値を設定しているのですが、その「93程度」という数字につきましては、この関係もありましてここでは保留させていただきまして、引き続き検討させていただきたいと考えております。「うつくしま21」の中では二酸化炭素の排出量に限れば「-6.6%」という目標を掲げておりまして、「93程度」という表現を使いました理由はそこから来たものです。ですから、そちらの方の見直しと合わせまして、この部分の表現は調整させていただきたいと考えております。

実は、温暖化対策推進計画の見直しについては、次回の全体会の中でご意見をいただく時

間を取る予定でございまして、ここの数字は、今年度中に、こちらの計画の見直しと整合性を取っていきたいと考えております。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

この計画は本年度中に策定するという事で進んでおりますが、今お話ありましたように県の長期計画であります「うつくしま21」の方も見直しが行われておりまして、それに合わせて各個別の計画も見直しが行われております。それが決定していく中で、新たに循環型計画にはこんなものも含めた方がいいだろうというものが策定の段階で加わってくることがあり得るということをご承知いただきたいということと、今のように数字が若干変わる可能性があるということも併せてご了解いただきたいと思っております。

中井部会長

そうしますと、31ページの表外に印の文章があるのですが、ここにその点を追加していただいて、場合によっては変更の可能性があると断り書きを入れればよいと思っております。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

わかりました。そのように表記したいと思います。

長澤委員

先ほどの確認なのですが、「産業廃棄物減量化・再生利用率」のところ、H16年度の数字が92%に落ち込んだ結果、ここが93% 93%というふうになっていると説明があったのですが、であればこの現況の数字は92%になるのではないかと思うのですが、そのへんの考え方をお伺いしたいです。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

この数字は現在第2部会の中で議論していただいており、先日の全体会の中でも「うつくしま21」の目標数値ということでご説明さしあげましたが、考え方といたしましては、昨年度調査しました結果からトレンドをとったところ、22年度の数字としては大変大きい数字が出てまいりました。そこから推計しますと、22年度の減量化率というのは92%になってしまう、逆に言うと8%の最終処分率となります。実際にどのくらいの率を設定するかとなりますと、最終処分率で1%下げますと量的にいいますと14%程度数字が下がるんですね。そういったことを考慮しまして、今回この数値につきましては93%と設定させていただきます。

瀧本委員

「もったいない運動」取組団体数ですが、現況ではとらえてないという説明だったのですが、私たち婦人団体で県婦連に加盟している団体が300ほどありまして、「もったいない運動」でなくてもそれぞれが何らかの「物を大切に作る運動」とか「遊休品のバザー」とか「白鳥にえさをあげる運動」とかの運動をしているんです。ですから、現に300近い数の

団体数があるんですよ。それで、22年度は500という目標にしてもいいと思います。現況を把握していないからこういう数字になるのであって、変更してもらえればありがたいと思います。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

これは、これから運動を行う団体に手を挙げていただいて、情報交換ができるネットワークを作っていこうとは考えております。ご存じのとおり、環境活動は非常に多くの団体で取り組んでおられて、数はなかなか捉えきれないのですが、数は200以上はいくらあってもいいのかなとも思っていて、そこは関係団体とも話をしまして、最終的には調整させていただきたいと思います。

瀧本委員

話をする時には、県婦連のように県単位でまとまっている団体には、その団体に話をすれば集約が可能なので、そういう団体に話をして欲しいと思います。

引地委員

先ほどから繰り返してばかりで申し訳ありませんが、30ページの森林の間伐実施面積の件で確認したいのですが、今度森林環境税が新設されるわけで、ただ間伐材で問題になっているのは個人の森林なんですね。つまり、個人の森林の間伐を支援するのにも、こういう森林環境税を使うことを考えているのか。森林環境税を使うことも踏まえて、こういう数字も計画されたものなのか、そのへんをお聞きしたいのですが。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

森林環境税の用途につきましては、農林水産部の方で各方面からの要望等を踏まえて調整をしているところですが、その内容については把握しておりません。森林環境税の用途として間伐というのは大きな部分を占めることは確かだと思いますが、現在のところは私の方からお話しできるまでには至っておりません。

後藤委員

この項目の中に「廃棄物に関する最終処分量」の指標を入れることは検討されたのかどうかお伺いしたいのですが。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

産業廃棄物の最終処分率というのは、先ほど申しました減量化・再生利用率と逆転しているのです。つまり7%というのが最終処分の方の指標になります。量的には第2部会の方には出しているのですが、指標としては長計と整合性をとりまして率ということで出しております。

事務局（渡辺一般廃棄物対策グループ参事）

一般廃棄物に関して言えば、30ページの方にございますが県民一人一日当たり排出量が

930gと出ておりました、一日当たりの最終処分量としては225tという数字は算出いたしております。

後藤委員

趣旨としては、いくら率が良くなったとしても総量が減らなければ最終処分量は増え続けていくわけで、国の方でも物質フローの中では最終処分量を指標として挙げていることから、可能であれば量の方を指標とすべきでないか検討いただければと考えます。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

ここに挙げておられますのは循環型社会計画に盛り込むものとして考えられるものでございまして、別にある「廃棄物処理計画」の方で詳しい数字は掲載されることとなりますので、そういうことでご了解いただけないかと思えます。

中井部会長

それでは、最後に全体を通して何かご意見ありますでしょうか。

福島委員

32ページの物質フローの現状のところ、1つは年号を元号に統一されたということですが、ここは統一されていないということと、もう1つは図の表記ではタイトルを下に置くというのが一般的には見やすいとされていますので、図の下にタイトルを入れていただきたいと思えます。

後藤委員

5ページの下のところなんです、1番下から3行の文章が読んでいて意味が通じなかった、次のように修正してはいかがかなという提案です。「人が活動するにあたって、（略）その均衡が損なわれないよう（自然の利用方法に）注意を払い、また自然循環を保全していくことを目的として、（略）」という風にしてはどうかと思えます。この文章がちょっとわかりにくいので、そのように考えました。

中井部会長

この自然を賢く利用するというのは、以前に議論があってここに入れたもののような記憶があるのですが、いかがですか？

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

「自然を賢く利用するなど」という言葉は、審議会の審議の中で後から入ってきた言葉でございます。

中村委員

事務局と部会長で調整していただければいいと思えます。

中井部会長

では、そういう方向で調整していきたいと思います。

福島委員

資料2の最後のページの長澤委員からの意見の中に「地球温暖化推進委員」という言葉が出てまいりますが、この言葉は正しいのでしょうか。

事務局（斎藤環境活動推進グループ参事）

地球温暖化対策推進法という法律がありまして、その中で各都道府県は地域の中で温暖化対策に関わるような方を指名するものですが、名称は「地球温暖化防止推進員」でございまして「地球温暖化推進委員」ではございません。ちなみに、福島県では「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」という名称でございます。

中村委員

県民に対してPRする時に体系図があると分かりやすいのかなと思ったのですが、そういうものは検討されているのでしょうか。

中井部会長

では、そういうものも作る方向で検討していただければと思います。

それでは、最後に今日の検討結果をもちまして、来週の全体会に部会の答申案として報告することになっておりますので、事務局と私の方に一任していただける今日の修正の必要な点につきまして確認いたします。

まず、1つは5ページの下から3行分、次に50の実践の中の食器等の部分で、本日ご了解いただいたのは18ページの下線部のある文章を2つに区切る部分、別表2の 印に断り書きを追加すること、これら4点について本日の部会でまとめさせていただきます。

よろしいでしょうか。

（特になし）

では、今の部分について事務局と相談の上、全体会に報告させていただきたいと思います。最後に、今後の日程について、事務局からお願いいたします。

事務局（荒川循環型社会推進グループ参事）

資料3をご覧ください。2月6日に全体会ということで、委員の皆様にはよろしく願いいたします。場所はこの場所でございます。

中井部会長

では、その他ということで議題何かございますでしょうか。

（特になし）

中井部会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。長時間に渡りまして貴重なご意見ありがとうございました。

司会（小檜山企画主幹）

以上をもちまして本日の環境審議会第1部会を終了させていただきます。
長時間ご議論いただきましてありがとうございました。